社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成２６年度 事業計画

目　　次

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅲ　セクション別重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１．職員の資質向上と専門職の確保に努めます【地域福祉課　総務係】・・・・・・・・・３

２．福祉サービス利用援助事業を強化します【地域福祉課　総務係】・・・・・・・・・・３

３．小地域福祉活動の支援を強化します【地域福祉課　地域支援係】・・・・・・・・・・４

４．企業等の社会貢献活動の支援【地域福祉課　地域支援係】・・・・・・・・・・・・・４

５．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます
【在宅介護課　居宅介護支援係】・・・・・・４

６．職員体制の充実を図り、安定した質の良いサービス提供を目ざします
【在宅介護課　訪問介護係】・・・・・・・・４

７．利用者個々に適したサービスの提供に努めます【通所介護課　通所介護係】・・・・・５

Ⅳ　事業活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１．地域福祉課　総務係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２．地域福祉課　地域支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３．在宅介護課　居宅介護支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４．在宅介護課　訪問介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．通所介護課　通所介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、厳しい雇用などの社会状況は、経済的困窮や社会的孤立、ひきこもり、虐待、権利侵害などを増加させています。

このように、地域や社会とのつながりが希薄化し、地域で助けあい支えあうという仕組みが失われつつあります。

このような状況の中で、社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目ざして、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域の生活課題を受け止める役割を期待されています。

本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「介護サービスの充実」を中核として、より一層住民参加の促進を有機的に推進しながら各種事業強化策を改めて図らなければなりません。

一方、本会への公的な助成金については、引き続き厳しい状況であり、新規事業や人件費を含む事務事業全体の財源確保が困難な状況になってきているうえ、介護保険事業を実施するうえで必須となる看護職や介護職などの専門職の離職率が他の産業より高く、確保が困難な時代を迎えています。

介護保険制度の改正並びに介護報酬の見直しにより、本会における介護事業収入は減少しましたが、介護職員処遇改善加算をはじめとする各種加算を積極的に取得することにより、事業者として介護従事者等の処遇改善に取り組み、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組む必要があります。

このような困難な状況に対し、本会として受け身に陥るのではなく、社会福祉法の考えに立脚した「地域住民に依拠した民間の福祉団体」として、信頼される組織作りや、地域のニーズと新しい時代の要請に基づいた新たな事業の開発・実施、人材の育成などを意識しながら、安定した法人運営を目ざします。

Ⅱ　基本方針

第３次地域福祉活動計画（平成２５年度～平成２９年度）の基本理念として定めた『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』を実現するため、次の基本方針を掲げて活動を推進します。

基本方針１　住民が主役の地域福祉活動を支えていきます

住民の福祉課題や生活課題が多様化している昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなってきている現状があり、インフォーマルサービス（地域住民やボランティアの方々が行う制度外の援助サービス）が重要となってきています。公的制度外のニーズに対応するために地域住民による会員制の支えあい事業である「ふれあいサポート事業」を実施し、同時に住民主体の地域福祉活動として「小地域福祉委員会」（平成２５年度までに１５地区指定）の活動を推進しています。平成２６年度は、新たに３か所程度の地区を指定し、拡充を図ります。

今後さらに多様化していくニーズに対応するために、ふれあいサポート事業の協力会員を募集するとともに、協力会員のスキルアップを目ざします。

また、住民が、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる地域づくりを推進するために、「まちの福祉サポート店」として地域の法人・企業等に対して福祉活動への参加を積極的に働きかけ、みんなで支えあう総合的な福祉のまちづくりを進めます。

基本方針２　社協の特性を活かして、住民の立場に立った地域生活を支えていきます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービス（制度に基づく公的なサービス）を提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活全般を支えていることが本会の特性です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを住民の立場に立って一体的に提供することにより、高齢者や障がい者の在宅、地域生活を支えていきます。

また、デイサービスセンターという在宅福祉活動の拠点を中心に、住民本位の総合的な福祉サービスを提供するなかで、第三者評価等の受診により事業の透明性や公平性を確保し、併せて事業内容の向上に取り組み、自立した安定的な財源確保を目ざします。

平成２６年度は、引き続き、介護予防・重度化予防を目的としたサービスの提供

を行うとともに、医療や関係機関との連携を密にしていきます。
特に、認知症の方と介護者家族に対しては、適切な介護サービスを提供するとともに、認知症を理解し、見守っていくことのできるまちづくりを進めていくためにも地域住民や社会福祉施設、医療機関、企業などにも働きかけていきます。
また、全ての住民の人権・尊厳を尊重し、誰もが安心して生活することのできるまちづくりを目ざしていきます。

基本方針３　時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします

本会の業務に関連する法制度の見直しが行われることに加えて、人口増加、厳しい社会状況、地域差への対応など様々な住民ニーズ拡大が予想されます。
地域福祉活動については、基本的に事業収入や利用者負担金などが発生しないため、活動を推進するための職員設置費は行政機関からの助成金に頼らざるを得ない状況です。
しかしながら、行政機関からの助成金は非常に厳しい状況であり、また、平成２４年度には介護保険制度が改正されたことにより、介護報酬が減額されましたが、介護職員処遇改善加算を算定したうえで職員の評価システムなどを連動させることにより、働きがいと魅力のある職場環境を築き上げます。
あわせて、平成１９年度に策定した「職員の育成に関する方針」に基づいて、職員の確保や人材育成、社協職員としての資質の向上など、引き続き経営体制づくりを強化します。

Ⅲ　セクション別重点目標

１．職員の資質向上と専門職の確保に努めます【地域福祉課　総務係】

住民サービスの向上に資するため、本会職員に対して体系的な研修の実施を継続して進め、職員一人ひとりの育成を目ざすとともに、看護職や介護職の採用が困難な時代を迎えていることから、専門職の確保に努めます。
また、平成２５年度に見直しされた「職場における腰痛予防対策指針」に基づいて、事故やケガの無い働きがいのある職場を目ざします。

２．福祉サービス利用援助事業を強化します【地域福祉課　総務係】

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、金銭管理を中心にした支援を行います。支援の質の向上を目ざし、専門員及び生活支援員の体制を充実させるとともに、研修や生活支援員ミーティングを実施します。
また、広報紙やホームページなどを有効に活用するとともに、関係機関への積極的な働きかけをしながら、本事業の普及・啓発に努めます。

３．小地域福祉活動の支援を強化します【地域福祉課　地域支援係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

精華町内においては、本会が推進している小地域福祉委員会活動のほか、小地域福祉活動の代表的な活動でもあるふれあいサロン活動に取り組んでいる自治会が多数あります。

今年度においては、あらたに小地域福祉委員会モデル地区を３か所程度指定するとともに、小地域福祉委員会モデル地区及び地区福祉推進委員に対し、京都府内小地域活動実践者交流会（京都サミット）を研修会として位置づけ、活動の発展・強化を支援します。

４．企業等の社会貢献活動を支援します【地域福祉課　地域支援係】

第３次精華町地域福祉活動計画の策定過程において、商工会や企業等にヒアリング調査を実施したところ、企業の社会貢献活動に対する支援が求められていました。本会としては、企業と地域との橋渡し役が期待されており、具体策として平成２５年度は、まちの福祉サポート店事業を実施しました。

平成２６年度については、まちの福祉サポート店登録１００企業を目ざし、サポート店による高齢者等の見守り活動や、買い物支援活動等を充実させるための研修を実施するとともに、コーディネート力を高めます。

５．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます
【在宅介護課　居宅介護支援係】

利用者本位に基づいたケアマネジメント業務の実施に今後も努めます。

また、ケアマネだよりや社会資源の把握などの取り組みを継続しながら、他事業所との連携や啓発を図るための啓発資料等を活用し、顔の見える関係づくりを進めていきます。

６．職員体制の充実を図り、安定した質の良いサービス提供を目ざします
【在宅介護課　訪問介護係】

平成２５年度の実績が急増しているため、１月あたり延べ利用者数８００名以上を維持するためにも職員体制の充実を図ります。

サービス提供責任者は、より質を高めるためにも係内で定期ミーティングを行い、登録ヘルパーの指導やケアマネジャー、家族とのサービス調整をより密に行い、サービスの質を上げていきます。

また、積極的に外部への研修に参加し、視野を広げて多様な要望に応えていける事業所を目ざします。

７．利用者個々に適したサービスの提供に努めます【通所介護課　通所介護係】

通所介護事業では、利用者の自立支援に向けて、利用者ごとに適した通所介護のサービス提供ができるように努めます。

特に、認知症状のある利用者においては、その人らしく生活できるように、機能訓練の他に音楽療法や回想療法などレクリエーション内容の充実を図ります。併せて、介護者家族からの相談に対応することや、利用者の状態を連絡し合うなど、家族を含めた支援を目ざします。

また、サービス提供の状況などを適宜ホームページに掲載するほか、引き続きデイ通信やチラシなどで、事業の啓発を行い、利用者獲得を目ざします。

加えて、災害時に要請があった時に対応できるよう、福祉避難所設置運営に関する体制を整え、定期的な訓練を実施します。

Ⅳ　事業活動計画

１．地域福祉課　総務係

（１）法人の運営に関する会議等の運営　６９６千円

①正副会長会議（三役会議）の開催

②理事会・評議員会の開催

③監事による監査の実施

④部会の運営

（２）事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進　２８千円

①情報公開・個人情報の保護に関する業務

②福祉サービス苦情解決事業の実施

（３）給与・人事・経理等関係事務　１，８９２千円

①給与事務

②労務管理・福利厚生事務

③人事にかかる事務

④予算案編成・決算案調整

⑤出納業務

⑥テーマ別職員研修の実施《チーム運営》

⑦交通安全講習の実施

⑧労働安全衛生に関する事務

（４）各種基金の造成管理

（５）生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉　４，０４１千円

（６）福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉【重点】　７，０８３千円

→実利用者数の目標１５名（＋４名）

（７）住民の権利を守るための相談事業の実施　３４２千円

①弁護士による無料法律相談事業の実施

②司法書士による無料法律相談事業の実施

（８）施設及び固定資産管理業務　２２，４７３千円

①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉

②デイサービスセンター保守点検管理業務

③デイサービスセンター設備改善の検討【新規】

（９）広報啓発事業の実施　１，０３１千円

①せいか社協だよりの発行《チーム運営》

②ホームページの充実《チーム運営》

③マスコットキャラクター「どんちゃん」による啓発《チーム運営》

２．地域福祉課　地域支援係

（１）会員増強運動の実施　１９０千円

①会員増強計画の作成

②普通会員・賛助会員・法人会員の募集

（２）地域福祉に関する委員会等の運営　１１７千円

①ボランティアセンター運営委員会の開催

②地域福祉活動計画推進委員会の開催《チーム運営》

③地区福祉推進委員等研修会の開催

④ボランティア基金管理運営委員会の開催《チーム運営》

（３）地域福祉活動の推進　６，４８６千円

①小地域福祉委員会活動支援業務

②レクリエーション機器等貸出事業の実施

③ふれあいサポート事業の実施

④企業の社会貢献活動の支援【重点】

→まちの福祉サポート店として目標１００か所

（４）ボランティア活動の推進　４，１６０千円

①ボランティア登録及び需給調整に関する業務

②ボランティア保険等に関する業務

③ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務

④ボランティア活動に関する講座の開催

⑤ボランティア連絡協議会・災害ボランティアセンター等への活動支援

（５）高齢者等を対象とした事業の実施　１４，１３８千円

①配食サービス事業の実施〈受託事業〉

②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉

③外出支援事業の実施〈受託事業〉
④介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉
⑤テレフォンサービス事業の実施
（６）ひとりぐらし老人の会・介護者家族の会等の当事者組織の支援
（７）児童等を対象とした事業の実施　１，３１０千円
①子育てサロンへの活動支援
②地域児童福祉活動助成事業の実施
③小・中・高等学校における福祉体験学習への支援
（８）障害者を対象とした事業の実施　２４２千円
①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉
②日常生活用具貸出事業の実施
③障害者サロンへの活動支援
（９）各種イベントへの参加・協力
①ふれあいまつり
②せいか祭り
③障害児者ふれあいのつどい
(10) 共同募金配分事業の実施　３，０１７千円
①福祉関係団体への支援
②地域サロン活動の支援
③共同募金会事務局の運営
(11) 予防給付に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉　１３，１６２千円
①介護予防ケアプランの作成
②サービス担当者会議の開催
③モニタリング・アセスメント業務の実施
④給付管理業務の実施
(12) 総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉　６，０７３千円
①相談業務の実施
②高齢者の権利擁護業務の実施
(13) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉　６，９６６千円
①支援困難事例等への指導・助言業務の実施
②包括的・継続的なケア体制構築業務の実施
③地域ケア会議の開催
(14) 地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務　６６千円
①地域包括連絡会議の実施
②地域包括出張セミナーの実施
③認知症サポーター養成講座の実施
(15) せいか社協フェスタ（精華町社会福祉大会）の実施　９２２千円

３．在宅介護課　居宅介護支援係

（１）要介護者ケアマネジメント業務【重点】　２５，９９５千円

→延べ利用者数の目標２，１６０名（＋１０名）

①ケアプランの作成

②サービス担当者会議の開催

③モニタリング・アセスメント業務の実施

④給付管理業務の実施

（２）介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉

（３）地域の社会資源の把握業務

（４）ケアマネだよりの発行　３６千円

４．在宅介護課　訪問介護係

（１）要介護者・要支援者への訪問介護事業の実施【重点】　２９，４５２千円

→職員体制の充実（内勤職員＋１名・登録ヘルパー＋２名）

①（予防）訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（２）障害者居宅介護事業の実施　１，４０２千円

①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（３）難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉　１千円

（４）訪問（自費）サービスの実施　３０千円

５．通所介護課　通所介護係

（１）要介護者への通所介護事業の実施【重点】　４２，２０５千円

→目標稼働率８０％（＋４％）

①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議の参加

（２）認知症要介護者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施【重点】

→目標稼働率７０％（＋８％）　２６，９５０千円

①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議の参加

③事業啓発の強化

（３）要支援者への介護予防通所介護事業の実施　１９，１２８千円

①予防通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議の参加

（４）高齢者生きがい活動支援通所事業（おたっしゃ倶楽部）の実施〈受託事業〉

１，４９０千円

（５）二次介護予防者介護予防事業の実施〈受託事業〉　４，２１１千円

（６）デイサービスセンター防災訓練等の実施

（７）家族交流会の実施　１６千円

（８）福祉避難所の設置運営訓練の実施